



令和5年第1回町議会定例会が、3月7日に開会され、令和4年度各会計補正予算、条例改正などについて審議されました。

また、令和5年度各会計予算は、予算特別委員会へ付託し審議され、本会議において可決されました。(詳しくは、本紙6～7ページをご覧ください)

定例会は、17日に全議案の審議を終了し閉会しました。

令和5年第1回町議会定例会

一般質問

松田議員

- 保育留学について

我妻議員

- 町政執行方針における、スマート農業への支援について

東出議員

- おでかけハイヤー事業について

大釜議員

- 学校給食の無償化について

議案

令和4年度各会計補正予算

■令和4年度月形町一般会計補正予算(第7号)

- 歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,881万9,000円減額しました。

総額 43億3,118万1,000円

■令和4年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

- 歳入歳出予算の総額からそれぞれ65万3,000円減額しました。

総額 4億3,200万5,000円

■令和4年度月形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

- 歳入歳出予算の総額からそれぞれ499万1,000円減額しました。

総額 1億884万6,000円

■令和4年度月形町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

- 歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,532万3,000円減額しました。

総額 4億4,232万2,000円

■令和4年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

- 歳入歳出予算の総額からそれぞれ194万円減額しました。

総額 6,221万円

■令和4年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算(第5号)

- 収益的収入および支出の総額にそれぞれ5,473万2,000円増額しました。

総額 7億4,583万2,000円

- 資本的収入の総額から38万円減額し、資本的支出の総額から145万1,000円減額しました。

資本的収入 4,051万1,000円

資本的支出 5,866万2,000円

議案

条例の改正その他

■月形町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

- 町長部局の職員の定数を60人から65人に改正しました。

■月形町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

- 令和3年5月に個人情報保護法が改正され、全国一律の標準的な規律を定めるものとなり、各自治体で定めている現行条例は運用できなくなるため、必要

な事項のみを条例で規定し、現行条例を廃止しました。

■月形町情報公開・個人情報保護等審査会条例等の一部を改正する条例の制定について

- 月形町個人情報の保護に関する法律施行条例が制定され、月形町個人情報保護条例が廃止されたことにより、条例中に月形町個人情報保護条例の名称を使用している3つの条例を改正しました。

■月形町篠津開拓婦人ホーム条例を廃止する条例の制定について

月形町昭栄会館の設置に伴い、月形町篠津開拓婦人ホーム条例を廃止しました。

■月形町昭栄会館条例の制定について

旧昭栄小学校跡を昭栄地区住民の福祉の増進を目的とした、昭栄会館を設置する条例を制定しました。

■月形町総合振興計画等審議会条例の制定について

月形町総合振興計画と月形町創生総合戦略に関する審議を行うため、月形町まちづくり推進会議条例を廃止し、新たに月形町総合振興計画等審議会条例を制定しました。

■月形町商工振興事業補助金交付条例の一部を改正する条例の制定について

商工会の記帳指導職員の人件費の補助率を改正しました。

■月形町地域公共交通活性化協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

協議会の中で協議する地域公共交通計画の名称の変更及び事務局等の規定を追加する改正を行いました。

■月形町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

国保加入者への出産育児一時金を42万円から50万円とする改正を行いました。

■月形町太陽光発電事業と地域との共生に関する条例の制定について

太陽光発電施設が生活環境や景観および自然環境に影響を及ぼすことを考慮し、施設の設置および管理の基本的必要事項を定める条例を制定しました。

■月形町道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

道路法施行令の改正により、道路占用料金を改正しました。

■月形樺戸博物館条例の一部を改正する条例の制定について

月形町農業研修館設置及び管理に関する条例を廃止

し、農業研修館を月形樺戸博物館別館とする改正を行いました。

■町道路線の認定について

石狩月形駅跡地に赤川と市北を結ぶ市北赤川線を町道として認定しました。

■公の施設に係る指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者が指定されました。

- (1) 月形町民保養センター
- (2) 月形町民保養センター宿泊施設
- (3) 月形町はな工房
- (4) 月形町皆楽公園
- (5) 水辺の家
- (6) 皆楽公園管理事務所及びバーベキューハウス
- (7) 月形町つち工房

指定管理となる団体名：株式会社月形町振興公社

住所：月形町1219番地

指定の期間：令和5年4月1日から

令和6年3月31日まで

■公の施設に係る指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者が指定されました。

月形町つち工房

指定管理となる団体名：株式会社ユニティファーム

住所：月形町3892番地

指定の期間：令和5年4月1日から

令和10年3月31日まで

■和解および損害賠償額の決定について

令和4年1月、町営住宅こすもす団地において、入居者の住宅の不適切使用と町の管理不行き届きによる共同不法行為により、入居者の居室と階下の第三者の居室および家財に損害を与えたため、第三者への損害賠償および各居室の修繕に対し、入居者である相手方と過失割合に応じて賠償する和解を行い、第三者に対する町の損害賠償額を5万6,364円と決めました。

発 議

■月形町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

令和3年5月に個人情報保護法が改正されましたが、地方議会は法の適用対象外となりました。しかし、町と同様に個人情報保護の規定を定める必要があるため、新たに個人情報保護に関する条例を定めました。

意見書

■次のとおり意見書が原案どおり可決され、関係機関へ提出することになりました

食料安全保障の強化および食料・農業・農村政策の確立と酪農・畜産経営の安定を求める要望意見書

会議案

■閉会中の所管事務調査の申し出について

議会運営委員会およびまちづくり常任委員会の所管事務調査について、調査が終了するまでの期間で許可されました。